

木更津病院電子医療情報管理システム運用規程

第1条（目的）

この規定は木更津病院（以下「当院」という）において、法令に保存管理義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子医療情報管理の為に使用される機器、ソフトウェア及び運用に必要な仕組み全般（以下「電子医療情報管理システム」という）について、その扱い及び管理に関する事項を定め、保存管理義務のある情報を適正に管理するとともに、適正に利用することに資することを目的とする。

第2条（電子保存に関する理念）

1. 電子医療情報管理システム管理者及び利用者は、管理義務のある情報の電子媒体による管理（以下「電子管理」という）が、自己責任の原則に基づいて行われることを理解しておかなければならない。
2. 電子医療情報管理システム管理者及び利用者は、電子管理された情報の真正性、見読性、保存性を確保し、かつ、情報が患者の診療や診療所の管理運営上必要とされるときに、信頼性のある情報を迅速に提供できるよう、協力して環境を整え、適正な運営に努めなければならない。
3. 電子医療情報管理システム管理者及び利用者は、電子保存によって患者のプライバシーが侵害されることのないよう注意しなければならない。

第3条（電子管理する情報の範囲）

当院において電子保存の対象とする診療情報は以下の通りである。

診療録、調剤記録、看護記録、その他の診療記録のうちデジタル化が可能な情報

第4条（利用者の範囲）

電子医療情報管理システムを利用できる職員（以下「利用者」とい引け、電子医療情報管理システム管理者（以下「システム管理者」という）が必要と詰め、使用制限が可能な使用者 ID を付与された者が使用できる。

第5条（管理組織）

1. 電子医療情報管理システム管理者（以下「システム管理者」という）を置き、院長をもってこれに充てる。
2. 院長は物理的・身体的にその任にあたるができない場合、システム管理者を別に指名することができる。
3. システム管理者は利用者より電子カルテ実行委員を指名し委員会を招集することができる。

第6条（システム管理者及び電子カルテ実行委員の責務）

システム管理者は以下の総括責任を負い、電子カルテ実行委員は以下の責務を負う。

- ① 電子保存に用いる機器及びソフトウェアを導入するに当たって、システムの機能を確認し、これらの機能が「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」に示される各項目に適合するよう留意すること。
- ② システムの機能要件に挙げられている機能が支障なく運用される環境を整備すること。
- ③ 保存義務のある情報として電子保存された情報（以下「電子保存された情報」という）
- ④ 安全性を確保し、常に利用可能な状態に置くこと。
- ⑤ 機器やソフトウェアに変更かあった場合においても、電子保存された情報が継続的に使用できるよう維持すること。
- ⑥ 基盤となっているハードウェア自体を起動するパスワード、電子保存システム（IDによりアクセス範囲を制限できる機能を有する）を起動する ID およびパスワードを管理し、これを他者に利用させないこと。
- ⑦ 第7条（利用者の責務及び罰則）に違反した行為が発見された場合、速やかに違反行為者を特定し、それに対する損害を最小限にしなければならない。

第7条（利用者の責務及び罰則）

1. 電子医療情報管理システムへの情報入力に際して、確定操作（入力情報が正しいことを確認する操作）を行って、入力情報に責任を負うこと。
2. 参照した情報を「木更津病院個人情報保護指針」で定められた目的外に利用しないこと。
3. 患者のプライバシーを侵害しないこと。
4. 電子医療情報管理システムで許可なくフロッピーディスク、USB 接続装置を利用してはならない。またその記憶装置等を用いて取得した患者情報を許可なく院外に持ち出してはならない。
5. 上記に違反した行為が発見された場合、違反行為をした利用者はそれに対する損害賠償請求を逃れられない。
6. 上記に違反した利用者は「木更津病院就業規則」第73条、第74条、第75条により懲戒解雇とすることができる。

第8条（システム機能要件）

1. 当院における電子医療情報管理システムは、次の機能を備えるものとする。
 - ① ハードウェア自体の起動にパスワードによる起動制限機能
 - ② 電子医療情報管理システム起動時に ID と ID ごとに設定されたパスワードによる起動制限機能
 - ③ 電子医療情報管理システム起動後はアクセス] ID ごとに情報の利用範囲、機密度等に応じた管理区分を設定できる機能
 - ④ 利用者が入力した情報について確定操作を行う事ができる機能

- ⑤ 利用者が情報にアクセスした記録を保存し、これを追跡調査できる機能
- ⑥ 利用者が確定操作を行った情報を正確に保存する機能
- ⑦ 管理上又は診療上の必要かおる場合、記録されている情報を連々かに出力する機能
- ⑧ 記録された情報の複製（バックアップ）を作成する機能

2. 当院における電子保存システムは、以下の要件については別途定める改竄防止及び追記修正規定により、その機能を運用上で代行するものとする。

- ① 利用者が確定操作を行った情報の記録及びその更新に際し、その日時並びに実施者をこれらの情報に関連付けて記録する機能
- ② 情報の更新履歴を記録できる機能

第9条（機器の管理）

- 1. 電子医療情報管理システムの設置場所には常時施錠もしくはシステム管理者が常駐し、他の職員や外部の者が操作できないよう管理する。
- 2. 電子医療情報管理システムの一部が移動可能な場合には、システム管理者が常にこれを帯同し、他の職員や外部の者が操作できないよう管理する。
- 3. 設置機器は定期的に点検を行う。
- 4. 電子医療情報管理システムには、火災、災害等にも対応可能な設備装置を備える。

第10条（記録媒体の管理）

- 1. 記録媒体は、記録された情報が保護されるよう、別の媒体にも補助的に記録する。
- 2. 品質の劣化が予想される記録媒体は、あらかじめ別の媒体に複写する。

第11条（ソフトウェアの管理）

- 1. システム管理者は電子医療情報管理システムで使用されるソフトウェアを使用前に審査を行い、情報の安全性に支障がないことを確認する。
- 2. 定期的にソフトウェアに異常がないかを検査する。

第12条（改竄防止及び追記修正規定及び管理記録の整備）

- 1. システム管理者は電子医療情報管理システムの改竄防止及び追記修正規定を整備し、電子医療情報管理システムの真正性を確保する。
- 2. システム管理者は電子保存システムの管理に関する行為の記録として、当院の電子医療情報管理システムの基幹システムの整備記録である契約業者からの作業確認電子メール等を保存する。

第13条（その他）

その他、この規定の実施に関して必要な事項かおる場合については、院長がこれを定める。

この規定は平成 19 年 12 月 1 日より施行する。